

<SDCCスタッフの意見>

事務局長 蛭川 義章

I p. 2-16 「(4) 代替施設における給排水計画」を見直すこと。

給排水計画は、基地従業員を含め約 6400 人と計画されている。しかし、グアム移転計画（海兵隊 1 万人、家族 8 千人）が、米国内で再検討されているときに当初案で実行することは、水不足の沖縄県にとって大きな問題を引き起こすことになる。

II p. 2-26 「2.3.2 埋め立て土砂」のうち 1700 万 m^3 の調達先の明確にすること。

方法書策定から 6 年。埋め立て土砂の調達先が確定しない事業計画は環境アセスの対象にはならない。移入種問題など生態系をかく乱する問題が放置されることになるから。

III p. 6-15-166 「2. 海草類 a 海面の消失」で、消失する海草の代替措置を検討すること

辺野古前面や大浦湾の海草藻場はジュゴンの最大のえさ場である。環境省も調査報告書「ジュゴンと藻場の広域的調査：平成 13 年～17 年度結果概要」（平成 18 年）で、「利用が確認されなかった海域の海草藻場については、想定される理由について整理することが必要である」「本調査においてジュゴンの利用が確認されなかったことをもって、利用する可能性がないとは言えない」と明言している。したがって、最大の海草藻場の代替措置は不可欠である。

IV P6. 16-73、124 「ジュゴンの生息場所及び移動の範囲」において、辺野古前面や大浦湾西側までジュゴン A、C が回遊しない理由を明らかにすべきである。

事業者はジュゴン A（嘉陽沖周辺）、B、C（親子：古宇利島を生息域）の個体の属性からのみ、ジュゴンの生息域を判断している。また、個体 C は独自に嘉陽沖まで回遊していることは認めている。しかし、わずかに数キロしか離れていない最大の海草藻場がある辺野古前面や大浦湾までは個体 A、C が回遊しないという。数十キロ～百キロを回遊するジュゴンが、なぜ、最大の海草藻場がある辺野古前面や大浦湾まで回遊しないのかをこそ明らかにすべきである。

V p. 6-16-178 「(c) 辺野古地区全面の海草も場の利用状況」において、なぜ平成 16 年度以降に利用されなくなったかが説明されていない。

最大の海草藻場を、なぜ、ジュゴンが利用しなくなったかを明らかにすべきです。

VI 市民との合意づくりを進める手続法である環境影響評価法違反であり、沖縄県環境影響評価条例違反である。条例 57 条に基づいて、方法書からやり直しを求める。

市民の疑問を解決する前提である情報公開や、方法書や準備書で市民が発言する機会を保障していない手続きであった。たとえば、沖縄県民など国民が注目している MV2 オスプレイの配備について、米国政府高官発言があったにもかかわらず方法書、準備書に明記しなかった。また、ジュゴンの複数年調査などを求めたにもかかわらず、環境アセスメントとは別に「事後調査」の名目で行った資料を今回の評価書で使用している。

(注)

(勧告及び公表)

第57条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、必要な手続その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して環境影響評価、事後調査その他の手続を行わないとき

- (2) 方法書、準備書、評価書、事後調査報告書その他この条例の規定に基づき作成する書類に虚偽の事項を記載して送付し、公告し、又は縦覧に供したとき。

ジュゴン保護キャンペーンセンター 国際担当
沖縄・生物多様性市民ネットワーク 事務局長
吉川 秀樹

環境保全の見地からの意見：主にジュゴンについて

はじめに

沖縄防衛局の「評価書」は、その調査結果を通して、新たな米軍基地の建設予定地の辺野古／大浦湾が、絶滅危惧種であり国内外の法や条約で保護されているジュゴンの重要な生息地であることを改めて証明した。特に「事後調査」により¹、辺野古沖にジュゴンが確認されたことや、ジュゴンの餌場である海草藻場の分布・生育状況が季節や年次ごとに変化することが確認されたことは、沖縄本島の沿岸の大半を対象とした包括的なジュゴンと海草藻場の保全の必要性が改めて示されたといえる。

しかし一方で評価書は、その調査結果を以てしても、巨大な基地の建設や運用のジュゴンへ影響はない、また影響があっても保全措置により影響は避けられると予測・評価している。辺野古前にある沖縄本島内最大の海草藻場の消滅も、オスプレイの飛行や工事や米軍の船舶の航行も、ジュゴンには影響がないとしている。これはまさに「基地建設ありき」の論理により評価書が作成されているとしかいいようがない。

以下、名護市の住民としての立場から、また沖縄のジュゴン保護に関わってきた「市民」の立場から、次の4点について意見を述べる。

問題点

- 1) 「対象事業の目的」の議論が不十分

「2. 1 対象事業の目的」(2-1)では、基地建設の目的を「普天間飛行場の早期移設・返還を実現するため」とし、現在の計画にいたるまでの経緯が述べられている。しかしそれは、日米政府間の合意の経過や、地元自治体の首長が過去に合意したという、*沖縄防衛局*や*日本政府の都合*のいい「経緯」の内容しか記載されておらず、議論が極めて不十分である。

この基地建設計画に対して、*沖縄県民*の*マジョリティー*は常に反対してきたこと、現在の*名護市長*や*県知事*も反対の立場であることを明確に記述すべきである。さらには、*環境保全*の見地から、*国際自然保護連合 (IUCN)*が「ゼロ・オプション」を含むアセスの実施について3度も勧告・決議をしたこと、「*ジュゴン訴訟*」や「*辺野古アセス訴訟*」が行われていることにも触れるべきである。

*環境アセス*が、多くの*ステークホルダー*との合意形成（*社会的合意形成*）を行うための手段であることを考えた場合、基地建設計画への反対の意見も踏まえて、この基地建設計画の目的を説明することが必要である。

2) 辺野古海域におけるジュゴンの棲息状況と海草藻場の取り扱いは問題

①平成22年5月に行われた「事後調査」により、ジュゴンが辺野古沖で移動し、建設が予定されている基地まで非常に接近（1.5km以内まで）していることが分かった（図6.16.1.47(3)）(p6-16-132)。さらには、平成21年6月に行われた「事後調査」では、建設が予定されている基地のまさにその場所でジュゴンの食み跡が発見された（図6.16.1.48）(p6-16-137)。

これらのデータは、*辺野古*がジュゴンの生息地であることを示しており、それを明確に記述する必要がある。

*辺野古*地域におけるジュゴンの個体の目視確認の回数や海草藻場の利用度が他の地域と比較して少ないからと、*辺野古*をジュゴンの生息地とみなさずに、予測・評価をすすめているのはあまりにも非科学的である。

*辺野古*地区をジュゴンの生息地としての認識のもとに、予測・評価を行うべきである。

②また今回の評価書では、数年を通しての*辺野古*地区前面の海草藻場分布域の変化が示され（図6.16.1.75）(p6-16-180)、海草藻場の分布は、一定ではなく、年次毎、季節毎に変化することを示した。

しかし*嘉陽*地域でよく見られる個体Aによる*辺野古*地区前面での海草藻場の利用の可能性に関しては、「*嘉陽*沖に常駐している個体Aは、これまでの調査結果からみて、*嘉陽*地区

の海草藻場に変化がない限りは今後も同地区を餌場として、辺野古地区前面の海草藻場を利用する可能性はないと考えます」(p6-16-179)とし、海草藻場が変化しないことを前提に予測・評価を行っている。

海草藻場の分布の変化に対して、複数年調査で得られたデータ結果とそこから導きだされた結論と、予測・評価の前提が異なることは大きな問題である。

ジュゴンが利用する全ての海草藻場における分布(被度も含めて)の変化を考慮して、予測・評価を行う必要がある。

③さらに辺野古沖でも確認された個体Cの海草藻場の利用に関しては、「個体Cは平成21年度に嘉陽沖周辺を中心とした沖縄本島東海岸でのみ確認されるようになり、平成21年に辺野古地区(大浦湾西部)や大浦湾奥部の海草藻場で確認された食跡は個体Cによるものと考えられます。個体Cは行動範囲が広いと考えられますが、嘉陽地区の海草藻場を主に利用していると考えられ、辺野古地区前面の海草藻場を利用する可能性は小さいと推測されます」(p6-16-179)としている。

「事後調査」により、それまで古宇島を中心に確認されていた個体Cの行動が大きく変化していることを確認しながらも、藻場の利用に関しては、「嘉陽地区の海草藻場を中心に利用」を前提とし、これからも「辺野古地区前面の海草藻場を利用する可能性は小さい」と推測するのは論理的でなく、非科学的である。

ジュゴンの行動が変化することを考慮し、全ての海草藻場をジュゴンが利用する可能性を前提に予測・評価を行う必要がある。

3) ジュゴンへの「人為的影響」についてのデータはおかしい

なぜ平成16年後以降に辺野古地区の藻場が利用されなくなった理由について、自然的影響や人為的影響(米軍演習、海上作業)についての考察が行われているが、人的提供に関しては「人為的影響として、米軍演習や海上作業の状況をみると、平成16年度以降、特に増加した傾向はみられません」(p6-16-179)としている。そしてその根拠として、米軍演習日数と海上作業日数を示した図6.16.1.7(p6-16-182)を示している。

しかし同図が示す「海上作業日数」には、事実と一致しない部分がある。

同図によると、2006年の12月から2007年8月までは、海上作業日数は、辺野古沖を含む対象地域全てで「0」となっている。しかし2007年の5月、そしてその前後には、辺野古や大浦湾では「事前調査」は行われていた。

2007年の5月には、海上自衛隊のぶんごが事前調査の「支援」のため投入され、辺野古沖では水中ビデオやパッシブソナーの設置や、サンゴの着床板の設置もあったはずだ。なぜそれがこの作業日数に反映されていないのかの説明もない。

同図に付随する注4には、「海上作業については、『第11管区水路通報』をもとに、工事、調査・測量、作業にかかる日数を整理しました」とあるが、その時期に行われていた「事前調査」を記録していない『第11管区水路通報』をもとに、人的影響を予測・評価するのは大きな問題である。

少なくとも「事前調査」を行った沖縄防衛局にはその記録があるはずで、その事前調査の記録をもとにした、人的影響についての予測・評価が必要である。

4) 海外の研究や緩和処置策の引用（誤用）について

①「予測結果」「騒音」「C ジュゴンに対する水中音による影響」（p1-16-211）の項目では、オーストラリアのモートン湾におけるジュゴンを対象にした Hodgson の博士論文（2004）から、ピンガー（信号発信器）に関する議論が引用されている。そして「ピンガーから発信した音圧レベル133dB（音源より1m）の音（周波数10kHz）は、ジュゴンの行動に有意な変化を与えないことが確認されています」としている。

Hodgson の同研究と、タイ・リボン島周辺海域におけるジュゴンの鳴音を扱った日本水産資源保護協会の研究をもとに、評価書は「作業船の船舶騒音による水中音圧のレベルは、ジュゴンの利用頻度の高い範囲ではジュゴンに影響を及ぼす可能性はほとんどない」としている。そして「杭打ち工事の海中土木工事には、同時に施工する箇所数の制限や極力騒音発生が少ない工法を使用するなどの対策」をしており、工事中の水中音がジュゴンの行動に及ぼす影響はないと予測、評価している。

しかし Hodgson の同論文におけるピンガーに関する議論は、漁網によるジュゴンの混獲を避けるためにピンガーが有効であるかどうかを検証したものである。船舶の音については、同論文のピンガーに関する部分では触れられていない。

Hodgson が調査結果（データ）から提示する結論は、10kHz のピンガーによつては、ジュゴンの行動に影響を与えることはなく、漁網による混獲を避ける手法にはかならずしも適していない、ということである（P199）。

なぜこの Hodgson の研究のコンテクスや目的を無視し、ピンガーに関する議論を、作業船の騒音や工事中の水中音がジュゴンに与える影響はないという議論に使ったのか。非常に恣意的な要素があることは否めない。

また、もし評価書が論じるように、船舶の水中音がジュゴンの行動に影響をあたえないならば、船舶の接近に対して避難行動をとることもなく、船舶との衝突 (boat strikes) が起こるという可能性も考慮しないといけないはずである。

ちなみに Hodgson は、同論文の主要な議論の一つとして、ジュゴンにとっては、船舶との衝突が、船舶からの音やピンガーの影響よりも最大の脅威である、と述べている (p. xi)。

Hodgson の同論文を引用するならば、工事中や運用に使用される船舶の種類やサイズ、航行のルートや頻度をさらに具体的に示し、船舶とジュゴンの衝突の可能性についての予測・評価が行われるべきである。

図 6. 16. 2. 1. 3 (p6-16-209) で示された工事中の「作業船」の位置を、図 6. 16. 1. 47 (3) (p6-16-132) で示されたジュゴンの行動軌跡に重ね合わせて考察すると、作業船とジュゴンが衝突する可能性は陽的でない。

② 基地の存在・供用における影響の予測の「船舶の航行」(p6-16-226)の項目では、「飛行場時節の供用時には、航空機用燃料を運搬するタンカーが月1回程度、ヘリコプター等が故障した場合の輸送船が年1回程度来航」するとしている。また船舶は「大浦湾西側を航行する計画」であり、「衝突等の影響は殆どない」としている。

そして「環境保全措置の検討」(p6-16-231)において、「オーストラリアのモートン湾海洋公園で導入されている船舶の制限速度(10ノット)を参考に設定する方針」を掲げている。

しかしこのクイーンズランド州のモートン湾海洋公園で適用されている船舶の制限速度への言及は、唐突感が否めず、また米軍の船舶に対する制限速度の設定がどれだけ現実的なのか、ジュゴンへの影響を緩和するのに役立つのか非常に不透明である。

モートン湾海洋公園は、最長125Kmの地点をもち、3400km²という広大な地域である。ラムサール条約に登録されている湿地も含まれ、海洋国立公園、保全公園、生息地保護区、一般利用の4種類のゾーニングが設定されている。つまり、環境保全への取組みという点から、米軍基地建設予定地の辺野古／大浦湾の現状とは大きく異なるといえる。

またそこには約600～800のジュゴンが棲息しているといわれており、ジュゴンと亀の保全のために、船舶の制限速度を設けた2種類の地域「GO slow area for dugongs and turtles」がある。そのうちのひとつが、8メートル以上の船舶に対して、10ノットの制限速度を設けている地域「Go slow area for dugongs and turtles(>8m)」である。

ただしこの *Go slow area for dugongs and turtles (>8m)* を利用する船舶は、殆どやエコツアーや地域の人々の移動のための船舶であり、沖縄防衛局が予定している大型の T-1 (全長 109メートル) (p2-8) や T-AVD4 (全長 183.5メートル) (p2-10) などの燃料輸送船などは含まない。(もう一つの制限区域「Go slow area for dugongs and turtles」では、船舶は off the plane or in displacement mode で航行しなければならず、エンジン動力のウォータースポーツ (motorized water sports) は禁止されている)。

どのような根拠でこの「モートン湾海洋公園」の 10ノット制限を、基地の存在・供用時の米軍の船舶に対して設定使用としているのかの説明を行い、運用される米軍船舶の大きさや数、航行の頻度やルートの情報も含めて、予測・評価はなされるべきである。

さらには、もしこの 10ノットの速度制限を参考にして制限速度を設定するのならば、工事期間中の工事船舶についてもその速度制限を設定し、ジュゴンへの影響だけではなく、工事期間にもどのような影響がでるのかも含め、予測・評価がなされるべきである。

結論

私はこのアセスから導き出される正しい答えは一つであると考えます。それは、1) 新たな米軍基地建設は、ジュゴンを含む豊かな環境やそこに住む人々に多大なる影響を与える。2) それゆえ基地は造ることはできない、という答えである。

沖縄県は、アセスの科学性と民主性の柱にのっとり、沖縄県の威信をかけて、沖縄防衛局にそのアセスの正しい答えを求め、そして日米両政府に基地建設計画の中止を求めるべきであると考えます。

以上



仲井真知事は、年末の評価書提出の際、「埋め立ての手続きに入れば、移設先は県外にとの考えで対応したい」と公表されました。「県外移設」は公約ですね。

評価書へどのような知事意見を出すかはとても重要だと考えます。専門家や市民の意見を重く受け止めて、辺野古への新基地建設を止め、さらに基地をなくして平和な島へと向かうように、知事意見を出して下さい。期待しています。

環境保全の見地からの意見

●**総合的な意見**・・・絶滅危惧種ジュゴンの大切な生息域であり、生物多様性の豊かな辺野古の海を埋め立てて、戦争のための基地を造ることをどうか止めてください。

海を守るからこそが、持続可能な社会（安心で平和な社会）をつくれます。

豊かな生態系は、微妙なバランスで保たれています。一度、壊してしまえば取り返しがつきません。

県環境影響評価審査会の答申は、評価書の「不備」が多々指摘され、「環境の保全上問題がある」と厳しい内容になっています。このまま事業を進めるのはとうてい無理です。審査会の答申を十分に受け止め、事業の見直しも含めての知事意見をお願いします。

●**手続きについて**・・・評価書の段階で初めて垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの配備が明記されました。これは方法書、準備書に記載されるべきで、手続き上大きな問題であり、違法といえます（現在、辺野古アセス違法訴訟が進行中です）

オスプレイに対して、市民が意見を言う機会を奪われたことは、民主的に進めるアセスの精神に反するものです。

オスプレイは巷では未亡人製造機といわれる欠陥機です。騒音や墜落事故など多大な犠牲、危険がともないます。そのことを市民に知らせず、いえ隠して事業を推し進めようとする防衛省の姿勢を厳しく批判してください。

そして、あらためて方法書の段階からアセスのやり直しを要求してください。

●**ジュゴンについて**・・・絶滅危惧種ジュゴンについて「生息域はほとんど減少しない」

「影響は最小限にとどめるよう十分に配慮されている」とされていますが、普通に考えても疑問だらけです。

ジュゴンは草食の哺乳類で海草を食べます。沖縄本島最大の海草藻場が広がる辺野古の海を埋め立てて、影響がないはずがありません。埋め立てることは生息域の減少そのものです。また、複数年調査もされず、どうして影響がないなどと判断できるのでしょうか。科学的で慎重な調査をし、どのような影響があり、その影響をどのように回避し、ジュゴンを守るのかをきちんと示してほしいです。ジュゴンが守られるという確証がない限り、事業の中止を求めてください。

県審査会でも「自然環境の保全は不可能」としています。

ジュゴンの貴重な餌場となる辺野古の海は、多くの命を育んでいる宝の海です。

守るべきは、まさしくその宝の海です。

以上の点から、アセスのやり直し、事業のゼロからの見直しを求めます。

私はジュゴン保護キャンペーンセンターで『基地ではなく ジュゴン保護区を』と取り組んでいます。毎年開催する『じゅごんの里ツアー』では辺野古の海を訪れています。船に乗り、シュノーケルでアオサンゴを眺め、海草藻場で泳ぎました。

初めてアオサンゴの海を目にしたときの驚きは今もはっきりと覚えています。

あの素晴らしい海を壊すなんて考えられません。あの海を眺めたことがあるでしょうか。ぜひ、仲井真知事はじめ、県環境政策課のみなさんにも見てほしいです。あの素晴らしさを感じてほしいです。辺野古の海は、世界に誇れる自然豊かな海です。

世界で最大規模の自然保護団体である IUCN（世界自然保護連合）では、3度もジュゴン保護の勧告が採択されています。ジュゴン保護は世界の流れ、辺野古の動向に世界が注目しています。辺野古の海を守りましょう。

今、とても重要な局面を迎えていると感じています。戦後の復興の中で経済成長が第一と日本は突き進んできました。しかし、結果はどうでしょう。誰もが豊かになったのでしょうか。経済的には発展しましたが、その裏側では山、森、海、川が破壊され、生存基盤である自然環境はズタズタになってしまいました。

沖縄では基地負担の見返り、振興策として公共事業がすすめられましたが、同じく海は埋め立てられ、やんばるの森も壊されてしまっています。

辺野古で座り込みをしているおばあは「海が壊されるのは心が痛むよ。基地が来ても何もいいことない、怖いだけ。海があったからこそ戦後の何もない時を生き延びれたんだよ、子や孫を育ててこれたんだよ」と言います。

まさしく私たちが生きていくのに必要なのは、基地ではなく自然豊かな海なのです。

3・11に東北大震災、原発事故が起こり、このままでいいのだろうか？と多くの人が考えたのではないのでしょうか。

辺野古への新基地建設をとめることが、海を守る取り組みが進められることが、ジュゴンを守る動きが、社会を大きく変えていく1つのきっかけになると考えています。

辺野古の動きが、平和な社会へとつながっていくことを期待しています。

自然を守り、大切に思い、だれもが安心して暮らせる社会をつくるためにがんばります。辺野古の問題をとおして取り組んでいきたいと思っています。

ジュゴンは竜宮神、平和の象徴。



スタッフ 松島 洋介

環境保全の見地からの意見

1. 「基地建設ありき」の「評価書」は「評価書」の要件を満たさないと思います。

「総合評価」で「事業実施区域に及ぼす環境影響はやむを得ず出るものの、影響の程度および範囲は評価の基準とした各種指標におおむね収まっており、環境保全上、特段の支障は生じないと判断した」とあります。

「環境影響は出る」しかし「特段の支障なし」というまったく矛盾した非科学的な記述が各所にみられます。

「建設ありき」の文書であり、科学的な調査と知見に基づいた「評価書」とはとても認められません。

2. 準備書にはなかった、MV22オスプレイの配備が明言されています。この点のみをとっても、方法書に戻ってアセスをやり直すべきです。

とくにMV22オスプレイの低周波音について、「一部で閾値を上回った」と認めていますが、「飛行回数わずか」「低周波音が閾値を超えても必ずしも影響がでるとは限らない」としています。閾値を超えているなら影響が出ると考えるのが当然なのに、配備を前提に矛盾した結論を出しています。県民の生活環境を守る立場から、到底認められるものではありません。

3. ジュゴン絶滅から救済保全を行う具体的記述が全くありません。

ジュゴンについて、なぜジュゴンが最大の藻場である辺野古地先に来なくなったのか、に関する分析がありません。また、ジュゴンを保護し絶滅から救済のために、最大藻場で餌を得られない状態は大問題です。その最大藻場の一部を埋め立てで破壊するにもかかわらず、代償措置がまったく具体的ではありません。ジュゴンを保護する立場がないといわざるをえません。

以上より、この「評価書」は「評価書」とは到底認めがたいものであり、「方法書」にもどってのやり直しを、沖縄県知事意見として、沖縄防衛局に出されることを、強く望みます。



<ジュゴンについて>

沖縄ジュゴンは、環境省が絶滅危惧 I Aにしている希少な動物で、IUCN（国際自然保護連合）の、第2回、3回、4回（2000年、2004年、2008年）の3度の世界自然保護会議で、ジュゴンの保護計画の策定、ゼロオプションを含む国際レベルでの環境アセスメントの実施が勧告/決議されています。また、2010年には、ジュゴン保護覚え書き第1回署名国会議（アラブ首長国連邦）が開催され、ジュゴンと生息地の、保全と管理計画が話し合われ、島しょのジュゴン、とくに沖縄は危機だと指摘されています。このように、ジュゴン保護は世界的問題となっており、日本政府は沖縄ジュゴン保護の国際的責務を負っていると言えます。このことから、当アセスメントは、ジュゴン保護の立場から行われるべきと考えます。以上を踏まえて以下に意見を述べます。

1. 辺野古地区全面の海草藻場が平成16年度以降使用されなくなった理由について

評価書では、海草藻場の変化はない、台風などの荒天は増えていない、米軍演習会場作業実施状況に変化はない、ことから自然的影響、人為的影響とジュゴンの生息との関連は認められないとしています。しかし、平成19年から実施された、ジュゴンの通り道である“クチ”への、水中カメラの設置、藻場へのパッシブソナーの設置など、調査そのものが、ジュゴンを辺野古の藻場から遠ざけたのではないのでしょうか。ジュゴンと同じく水生哺乳類であるオルカ（シャチ）の音声コミュニケーションの調査でも、ソナーやカメラは、周囲の岩などと区別がつきにくいよう、目立たないように設置すると聞いています。平成19年7月にマナヌ岩近くのジャングチに設置された水中カメラは、クチのまん中に目立つ形で設置されていました。また、水中カメラ、ソナーのバッテリー交換や、データの回収などのために、ダイバーが頻繁にクチや藻場に入出入りをしたと思われます。このことも考慮したうえで、使用されなくなった理由を明らかにしてください。

2. 将来辺野古地区前面をエサ場として利用する可能性について

個体識別できたA~C、3個体についてのみ考察し、辺野古地区前面を利用する可能性は小さいとしています。ジュゴンは大型で長距離移動する動物であり、いくつかのえさ場を利用します。平成16年以降使われていないからといって、辺野古がえさ場として放棄されたと決めつけることはできません。また、ジュゴンの利用を阻害している要因を取り除けば、また利用するようになるのではないのでしょうか。辺野古の藻場面積は、沖縄本島でも最大級であり、ジュゴンを守り、将来個体数を増やすうえで、不可欠だと考えます。

3. パッシブソナーについて

パッシブソナーによる録音調査は、「ジュゴンの鳴音が録音されればジュゴンがいることがわかるが、録音されないからといって、ジュゴンがいないことにはならない」という意味で補助的な調査ですが、上記述べたようにこの補助的調査がジュゴンに大きなストレス

を与えた可能性があります。

ところで、音声コミュニケーションの研究は、タイでの調査（プーケット海洋生物学センターと京大の共同研究）で成果が出ていますが、今回使われたソナーは、そのとき使われたものとは、まったく別のタイプのように思います。今回このタイプのソナーの採用を決定するために参考にした資料を提示してください。

4. 環境保全の基準又は目標との整合性

「ジュゴンに及ぼす影響は最小限で、環境保全の基準又は目標との整合性は図られる」との評価が出ていますが、まったく納得できません。今回の調査から、東海岸の藻場の重要性は、益々明らかになっていると思います。建設ありきの結論ではなく、ジュゴン保護の立場からのアセスメントのやり直しを求めます。

<海草藻場について>

海草藻場はジュゴンのえさ場であるだけでなく、「海のゆりかご」と言われ、たくさんの種類の生きものが生息しています。沖縄ジュゴンの個体群を守り、将来的にジュゴンを増やすためにも、生物多様性豊かな沖縄の海を守るためにも、沖縄本島最大級の辺野古海草藻場を守ることは、必要不可欠であると考えます。

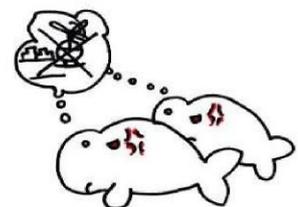
海草類の生育域の減少に対する影響として、

「・代替施設の存在に伴い消失する海草藻場に関する措置として、改変区域周辺の海草藻場の被度が低い状態の箇所を主に対象として、専門家等の指導・助言を得て、生育基盤の環境改善による生育範囲拡大に関する方法等を検討し、可能な限り実施します。」とあります。

泡瀬干潟での海草移植実験は失敗しました。また現在海草が生育していない場所は、海草生育適地ではなく、なんらかの生育阻害があると考えられるので、生育範囲拡大はかなり難しいと考えられます。それでも埋め立てるといふのであれば、代替措置は必要です。海草藻場埋め立ての代替措置の具体的計画を示してください。

<事業目的について>

「事業目的は、普天間飛行場の早期移設・返還を実現するため・・・」とありますが、普天間飛行場の返還は、無条件になされるべきものと考えます。大型施設の建設は、その目的が公共の利益にかなえばこそ、多少の環境負荷を受け入れることもありますが、本事業のように、まったく利益がないどころか、国際社会の平和をおびやかす基地の建設によって、ジュゴンが棲む辺野古・大浦湾のかけがえのない自然を壊し、地域に暮らす人々の生活をおびやかすことは許されないことと考えます。



1. 今回の環境影響評価の精度そのものに関わる意見

私は、約20年にわたって地方自治体の環境行政に携わってきましたが、今回の環境アセスメントの手法そのものが、我が国の環境アセスメント制度の在り方に、大きな禍根を残すことになるのではないかと思います。意見を提出します。

言うまでもなく環境影響評価は、ある事業を実施するに当たりその事業が、準備段階から完成、そして事業実施後も含めて、どういった環境因子にどのような影響を与えるのか、与えないのかを分析・評価し、事業を実施しないことを含めて、事業実施にあたっての対策や、代替施策を検討することにその意義があります。

したがって、この手続きの前提として、事業の内容が明確に提起公開されていることが必要になります。事業内容が異なれば、影響を受ける環境因子も異なり、したがって、環境調査、分析、評価の手法も異なって来るからです。

そこで、問題は沖縄県民をはじめ国民が注目しているMV22Bオスプレイの配備についてであります。

今回の環境影響評価の中で、このオスプレイの配備について、方法書、準備書には明記されてこなかった。また、額賀元防衛長官もオスプレイの配備が計画されているとは聞いていないと国会答弁をしています。(2006年)

ところが、今回このオスプレイを当該施設に配備、離発着させるということが明らかにされました。このオスプレイは今までの飛行方式とはまったく違って、安全面、騒音、低周波空気振動等の大きな問題をはらんでいると言われており、本来であれば、方法書の段階に遡って、アセスメント手続きをやり直さなければならないものであります。

しかも1996年という早い段階で米国側がオスプレイの配備について言及していたにもかかわらず、防衛省側がそのことを隠していたということが明らかにされており、そういう意味ではこのアセスメント手続きの過程で虚偽があると言わざるを得ず、法第57条の知事の勧告及び公表に該当するものであると言えます。

2. 生態系、ジュゴンの生息場所及び移動の範囲にかかる意見

絶滅危惧種である「ジュゴン」について、IUCN決議を踏まえ、複数年調査を実施し、基地建設ありきの環境アセスメントではなく、真に科学的な環境アセスメントの実施をもとめます。

ジュゴンに関しては、沖縄県はすでに準備書を踏まえ複数年調査を求めています。今回きりの調査で、本当に絶滅が危惧されているジュゴンの生態を把握できた。辺野古沖ではジュゴンに影響を与えないと本当に結論付けていいのか。

逆に、なぜ、5キロ東の嘉陽沖で発見されたジュゴンが、嘉陽における海草藻場よりはるかに広大な面積と量の海藻をかかえジュゴンの最大の餌場である辺野古に姿を見せなかったというのか。いや、そう言えるのか、この点については何ら触れられていません。

